

【参考】

初回航行時に航空機に現存していた航空機燃料（残存航空機燃料）の推計の例

○ 給油及び航行状況

型式：セスナ172P

燃料タンク全容量：257ℓ

参考燃費：8 km/ℓ、7ガロン/時間（26.4ℓ/時間）※1米ガロン=3.7854ℓで換算

日付	給油 航行	参考	推計 消費量
R3. 3. 25	給油	給油量 200ℓ、満タンを指示	
R3. 3. 25	航行	1時間のフライト	26.4ℓ
R3. 3. 30	航行	2時間のフライト	52.8ℓ
R3. 4. 3	航行	1時間のフライト	26.4ℓ
R3. 4. 10	航行	1時間のフライト	26.4ℓ
R3. 4. 20	給油	給油量 125ℓ、満タンを指示	

○ 残存航空機燃料の計算

① 初回航行時（R3. 4. 3）の直前の給油後の残存航空機燃料を推計

初回航行時の直前の給油 ⇒ R3. 3. 25

満タンを指示 ⇒ 257ℓ

② 給油後、初回航行時までの消費量を推計

（1時間当たりの消費量 ⇒ 7ガロン≒26.4ℓ）

R3. 3. 25 1時間のフライト ⇒ 26.4ℓ

R3. 3. 30 2時間のフライト ⇒ 52.8ℓ

計 79.2ℓ

③ 残存航空機燃料（①－②）

257ℓ - 79.2ℓ = 177.8ℓ（みなし取卸し・積込み）

○昭和47年4月3日付間消4-13ほか1課共同「航空機燃料税法の施行に伴う同法の取扱いについて」（抄）

8 第10条《課税標準》関係

（積込数量の端数計算）

4 航空機燃料の積込数量にℓ位未満2位以下の端数がある場合には、ℓ位未満2位以下を切り捨てℓ位未満1位にとどめる。ただし、積込数量を常時ℓ位単位で計量している場合には、ℓ位にとどめることとしても妨げない。

（ガロン又はバレル）

6 積込数量で、ガロン又はバレルによるものについては、1米ガロンについて3.7854ℓ又は1バレルについて158.99ℓに換算する。

9 第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》関係

（取卸数量の測定等）

5 航空機から取卸しをされた航空機燃料の数量の測定等については、積込数量の測定等の規定を準用する。